

第 3 期地域福祉計画における“福祉圏域”の考え方（案）

これまで、地域福祉計画では“行政が適切な福祉サービスを供給するため”の範囲として、市民の日常生活を考慮して福祉圏域を設定してきました。

しかし、地域福祉は“適切な福祉サービスの供給”だけでなく、“地域住民による地域福祉活動の推進”も大きな役割の一つです。これは改正社会福祉法にも新たに盛り込まれました（106 条の 3）。

そのため、第 3 期地域福祉計画における福祉圏域の設定にあたっては、地域住民が地域福祉活動を推進するための範囲についても考慮する必要があります。

中学校区を最小の区域に

地域住民が地域福祉活動を推進する際の課題はたくさんありますが、活動の目安となる範囲をどのように設定するかは大きな課題の一つです。

“福祉圏域”についてこれまでの地域福祉計画では、市民部事務所の 14 圏域（平成 5 年）や、民生委員児童委員協議会の 20 地区（平成 25 年）を最小の区域として提示してきました。これらは、市民の日常生活を考慮しながらも、“行政が適切な福祉サービスを供給するため”の圏域として設定したものです。先述のとおり、“地域住民による地域福祉活動を推進するため”の圏域といった側面からも“福祉圏域”を捉えるとなると、民生委員児童委員の活動範囲だけでなく、より細かい町会・自治会をはじめとする地域コミュニティの活動区域（町や団地等の単位）や青少年対策地区委員会の活動区域（中学校単位）、防災の取組み区域（町会・自治会や中学校単位）等も考慮する必要があります。

このような活動区域を意識した取組みがたくさんある中で、福祉圏域は行政の福祉サービス提供の区域でもあり、また、福祉分野だけでなく、保健・医療・防災・教育・都市計画・交通等様々な分野とも連携した取組みの区域となります。

このようなことを踏まえ庁内検討会においては、市民にとってよりわかりやすく、すでに一部の分野で活動区域となっている中学校区を福祉圏域の最少単位として捉えることが適当であるとの見解が示されました。

また、市の附属機関である「市民参加推進審議会」でも、「地域の合意形成にあたっての適切な単位」は「町会・自治会を基盤とした上で、日常生活における移動範囲であり顔の見える関係性をつくりやすい範囲である中学校区が基本単位として適切と考える」と、答申（第 4 期）しています。

さらに、厚生労働省の地域力強化検討会においても、“住民に身近な圏域”として中学校区を例示しています。

そこで、第 3 期地域福祉計画では、福祉圏域の最小の区域として中学校区を設定します。

この区域を基本として地域住民の地域福祉活動を推進するとともに、福祉サービスの提供にあたっても考慮していきます。

中学校区と、民児協地区や町会・自治会区域との関わり

現在、本市の福祉サービスの提供は民児協地区を最小の区域として実施しているため、この範囲についても検証する必要があります。

地域住民の地域福祉活動と民生・児童委員の活動は密接に関わるものです。今後、地域福祉活動を進めていくためには、福祉圏域である中学校区と民児協地区との整合性を図ることが必要です。一方で、町会・自治会との関わりにおいては、民児協地区は長い歴史を持っており、中学校区と必ずしも一致するわけではありません。

そこで、2つの区域を一度に整合させることは多方面への影響が懸念されるため、第3期計画期間の中で関係機関とともに中学校区と民児協地区との関わりについて協議を進めていきます。

